

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年5月11日（令和3年（行個）諮問第67号）

答申日：令和4年12月8日（令和4年度（行個）答申第5148号）

事件名：本人の申告に係る特定事業所に対する調査指導内容が記載された文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「開示請求人が、兵庫労働局特定課に申告した特定ハローワークAが求人を受理した特定事業所の職業安定法第65条の8号違反に対する調査指導内容の全て」（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年1月14日付け兵労個開第297号により兵庫労働局長（以下「兵庫労働局長」又は「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書（補正書）の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示された文書の黒塗り箇所を開示してほしい。だけでなく、兵庫労働局長殿宛に職業安定法65条8号違反の事業主に対する処罰申入れ並びに補足書（特定事業所に対し職業安定法による処罰等を求めるものであり、略。）に記した内容である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 理由説明書

##### （1）本件審査請求の経緯

- ア 審査請求人は、令和2年12月2日付けで処分庁に対し、法13条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。
- イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人が令和3年1月18日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

## (2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、審査請求人が開示を求めている部分については、その一部を新たに開示した上で、その余の部分については原処分を維持して不開示とすることが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

## (3) 理由

### ア 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「開示請求人が、兵庫労働局特定課に申告した特定ハローワークが求人を受理した特定法人の職業安定法第65条の8号違反に対する調査指導内容の全て」であり、具体的には、特定公共職業安定所が作成した求人者に対する調査報告、特定公共職業安定所が作成した資料及び審査請求人が兵庫労働局に提供した資料である。

### イ 不開示情報該当性について

#### (ア) 法14条2号について

別表に掲げる文書1②及び文書2①ないし③の不開示部分については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書きないしハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

#### (イ) 法14条3号イについて

別表に掲げる文書1③及び文書2②並びに③の不開示部分については、公共職業安定所が事業所から提供を受けた法人等に関する情報が記載されており、これらの情報が開示されることによって、当該事業所の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため法14条3号イに該当することから、不開示とすることが妥当である。

#### (ウ) 法14条7号柱書きについて

別表に掲げる文書1①及び③並びに文書2②及び③の不開示部分については、公共職業安定所が行った調査に関する情報が記載されており、これらの情報が開示されることによって、公共職業安定所と事業所との信頼関係が失われ、公共職業安定所が行う調査等について事業所が非協力的になり、今後、公共職業安定所が行う調査等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため法14条7号柱書きに該当することから、不開示とすることが妥当である。

### ウ 諮問に当たり新たに開示する部分について

文書1の一部については、上記イのとおり不開示情報に当たらないと解されるので、諮問に当たり新たに開示することとする。

### エ 審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求書の補正書において、本件対象保有個人情報の不開示部分について、明らかにするように主張しているが、不開示情報該当性は上記イのとおりであり、審査請求人の主張は結論に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のことから、原処分において不開示とした部分のうちその一部を開示した上で、その余の部分については原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき諮問した本件諮問事件に係る理由説明書について、以下の下線部を追加・修正する。

上記1のイ 不開示情報該当性について

(1) 法14条2号について

別表に掲げる文書1③及び文書2①ないし③の不開示部分については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(2) 法14条3号イについて

別表に掲げる文書1④及び文書2②並びに③の不開示部分については、公共職業安定所が事業所から提供を受けた法人等に関する情報が記載されており、これらの情報が開示されることによって、当該事業所の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため法14条3号イに該当することから、不開示とすることが妥当である。

(3) 法14条7号柱書きについて

別表に掲げる文書1①、②及び④並びに文書2②及び③の不開示部分については、公共職業安定所が行った調査に関する情報が記載されており、これらの情報が開示されることによって、公共職業安定所と事業所との信頼関係が失われ、公共職業安定所が行う調査等について事業所が非協力的になり、今後、公共職業安定所が行う調査等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため法14条7号柱書きに該当することから、不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |                    |
|---|-----------|--------------------|
| ① | 令和3年5月11日 | 諮問の受理              |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受      |
| ③ | 同月27日     | 審議                 |
| ④ | 令和4年6月3日  | 諮問庁から補充理由説明書を收受    |
| ⑤ | 同年11月17日  | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本 |

## 件対象保有個人情報の見分及び審議

⑥ 同年12月1日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、別表の2欄に掲げる部分を開示するとした上で、その余の不開示部分（以下「不開示維持部分」という。）については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

#### 2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

##### (1) 通番3及び通番5

通番3及び通番5には、文書1の「1 調査対象事業所」欄の対応者並びに文書2の事実確認を行った特定事業所の相手方の氏名及び役職が記載されており、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められず、公務員等の職務の遂行に係る情報であるとも認められないことから、法14条2号ただし書イ及びハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

##### (2) 通番1，通番2，通番4，通番6及び通番7

ア 当該部分のうち、通番1，通番2（別表の6欄に掲げる部分を除く。）及び通番7には、特定公共職業安定所の調査の結果に基づく特定事業所への対応状況が、通番6には、特定事業所の担当者からの具体的な聴取内容が、通番4には、特定事業所に対する調査事項の内容や調査結果等の詳細が記載されていると認められ、いずれも審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、公共職業安定所が行った調査に関する具体的かつ詳細な情報であると認められ、これを開示すると、公共職業安定所と事業所との信頼関係が失われ、公共職業安定所が行う調査等について事業所が非協力的になり、今後、公共職業安定所が行う調査等の事務の適

正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 他方、通番2の別表の6欄に掲げる部分は、原処分において既に開示されている情報と同様の記載であると認められることから、審査請求人が知り得る情報であり、これを開示しても、公共職業安定所と事業所との信頼関係が失われ、公共職業安定所が行う調査等について事業所が非協力的になり、今後、公共職業安定所が行う調査等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、法14条7号柱書きには該当せず、開示すべきである。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条7号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

## 別表

1 文書番号, 文書名 及び頁		2 新た に開示す る部分	3 不開示部分	4 法 1 4 条 各 号 該当条文	5 通 番	6 開示す べき部分
文 書 1	特定公共職 業安定所が 作成した求 人者に対す る調査報告	1 頁 及 び 2 頁	1 頁 2 0 行 目	① 1 頁のタイトル 欄の 1 0 文字目な いし 1 4 文字目	7 号 柱 書 き	1 ー
				② 1 頁 9 行目ない し 1 2 行目	7 号 柱 書 き	2 9 行目 1 文 字目ないし 7 文字目及 び 1 2 行目 8 文字目な いし最終文 字目
				③ 1 頁「1 調査 対象事業所」欄 5 行目 4 文字目ない し 1 2 文字目	2 号	3 ー
				④ 1 頁 2 1 行目な いし 2 頁	3 号 イ, 7 号 柱 書 き	4 ー
文 書 2	特定公共職 業安定所が 作成した資 料	3 頁 な いし 6 頁		① 3 頁「1. 事実 確認」欄の 3 行目 の 5 文字目ないし 1 0 文字目	2 号	5 ー
				② 4 頁 2 6 行目な いし 5 頁 5 行目 ③ 5 頁 1 9 行目な いし 6 頁 2 5 行目	2 号, 3 号 イ, 7 号 柱 書 き	6 ー
				④ 6 頁 2 6 行目の 1 2 文字目ないし 1 8 文字目	7 号 柱 書 き	7 ー